

## 岐阜大学教育学部・大学院教育学研究科における 国家資格「公認心理師」への対応について

心理専門職として初の国家資格である「公認心理師」を定める法律「公認心理師法」が2017（平成29）年9月15日に施行されました。公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者や関係者に対して相談及び助言、指導その他の援助等を担う国家資格です。公認心理師の受験資格は、学部および大学院のそれぞれで指定科目を修めることで得られます。心理に関する資格は民間資格だけであった現状から、国家資格「公認心理師」ができたことで、今後さらに心理学に基づいた支援専門家の活躍する場が広がると思われれます。

### ○ 岐阜大学教育学部学校教育講座（心理学コース）における国家資格「公認心理師」への対応について

岐阜大学教育学部学校教育講座（心理学コース）では、2018（平成30）年度入学生から、公認心理師の受験資格に必要な指定科目を追加した新カリキュラムを整備します。さらに本コースで指定科目を履修し、卒業後に、本大学院教育学研究科心理発達支援専攻臨床心理学コースに進学することで、大学院での指定科目を履修習得し、修了することで、公認心理師受験資格が得られるようにいたします。

### ○ 岐阜大学大学院教育学研究科心理発達支援専攻臨床心理学コースにおける国家資格「公認心理師」への対応について

岐阜大学大学院教育学研究科心理発達支援専攻臨床心理学コースでは、「公認心理師」資格に必要な指定科目への対応をすることを確認しました。2018（平成30）年度入学生から、これまでの（財）臨床心理士資格認定協会の第1種臨床心理士養成指定校として多くの臨床心理士を輩出してきた実績を踏まえて、公認心理師の受験資格取得に必要な指定科目を追加した新カリキュラムを整備します。

問合せ先

岐阜大学教育学部学務係

E-mail : kyoiku-gakumu@gifu-u.ac.jp

※ \*を@にかえて送信してください。